一、一三二、一七〇、二〇八、二〇九、二四六、三二四、三二六、三二八から三三六まで、三三七の一から三三七の三まで、字大町一四九、字梶橋二三三から二三八まで、二三九の一、二四〇の一、二四一から二五五まで、二六七、二六八、二七一の二の地先の道路、水路である公有地の一部

岩沼市に編入する区域

名取市愛島北目字南土手下一、二の一、二の二、三の一、三の二、四、五の二から五の四まで、六の一から六の五まで、七の二、七の四、八の一、八の二、八の四、九、一〇の一から一〇の三まで、一一、字北土手下一の一から一の三まで、二の一、二の二、三の一、三の二、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七から九まで、一〇の三から一〇の六まで、一一の四、一一の五、本郷字観音一の二、七二の三、字二間橋一五四の三、一五四の四、一五五の二、一五六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字観音一、字西六軒三三、三四、九〇、九一、一八八、一八九の一、字二間橋八六、一五四の二の地先の水路である公有地の一部

○総務省告示第四百六十一号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、長野県小諸市と佐久市との境界を次のとおり変更する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十五年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年十二月十三日

総務大臣　樽床　伸二

小諸市に編入する区域

佐久市桑山字赤坂一〇四五の一部、一〇四六の一部、一〇五五の一の一部、一〇五五の二、一〇七六、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七七の五、一〇七七の六、一〇八〇の一から一〇八〇の三まで、一〇八一の一から一〇八一の五まで、一〇八一の六の一部、一〇八二の一部、一〇八三の一部、一〇八四の一、一〇八四の二の一部、一〇八四の三から一〇八四の五まで、一〇八四の六の一部、一〇八五の一の一部、一〇八六の三の一部、一〇八八の一から一〇八八の三まで、一〇九〇の四、一一七六の一〇の一部、一一八四の二の一部、一一八四の三の一部、一一八四の四から一一八四の六まで、一一八四の八の一部、一一八四の一二の一部、一一八四の一八、一一八四の二一から一一八四の二三までの各一部、一一八四の二四、一一八四の二五、一一八四の二六の一部、一一八四の三四、一一八四の三五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

佐久市に編入する区域

小諸市大字山浦字中返四一〇二、四一〇三の一、四一〇三の二、四一〇四、四一〇五の一、四一〇五の二、四一〇六の一から四一〇六の三まで、四一〇七の一の一部、四一〇七の二、四一〇八の一部、四一一三の一の一部、四一一三の三の一部、四一一四の一の一部、四一一四の二、四一一五の一、四一一五の二、四一一六、四一一八の一部、四一二八の一の一部、四一二八の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○中央選挙管理会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十三日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館八階　国地方係争処理委員会室

日時　平成二十四年十二月十三日　午後二時

○中央選挙管理会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十三日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館八階　国地方係争処理委員会室

日時　平成二十四年十二月十三日　午後二時十五分

○国税庁告示第三十八号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十三日

国税庁長官　古谷　一之

別表特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバードの項中「東京都台東区台東四丁目三一番一号」を「東京都台東区谷中三丁目六番一六号」に改め、同表特定非営利活動法人タヤマ実践カレッジの項中「森谷　雅人」を「矢崎　美和」に改める。

○文部科学省告示第百七十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月九日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月十三日

文部科学大臣　田中眞紀子

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
牛伏川階段工	石造階段工、延長一四一メートル	平成十四年文部科学省告示第百七十四号	長野県松本市大字内田字内田山六一一四―二六一他
京都大学清風荘主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積三四六平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘離れ	木造二階建、瓦葺、建築面積一〇〇平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二九平方メートル、渡廊下付	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘附属屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一〇平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘納屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積四〇平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘茶室	木造平屋建、檜皮葺、建築面積一三平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘供待	木造平屋建、檜皮葺、建築面積二八平方メートル、渡廊下付	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘袴付及び待合	木造平屋建、こけら葺、建築面積二三平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一
京都大学清風荘第一中門	木造、檜皮葺、間口一・四メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	京都府京都市左京区田中関田町二―一